

那覇市こどもの権利条例（素案）

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 権利の主体(第3条)

第3章 こどもの権利(第4条—第7条)

第4章 役割(第8条—第12条)

第5章 施策の推進(第13条—第14条)

第6章 こども政策審議会(第15条—第19条)

第7章 雑則(第20条)

付則

全ての人間は、それぞれが、かけがえのない存在であり、生まれながらに、一人の人間として権利を持っています。これは、こどもであっても、大人であっても変わるものではなく、私たちの住むこの社会において、現在も、そして、これからも、大切にしていかなければならない基本的な考えです。

ただ、こどもは、心身の発達や社会への理解が進む段階にあることから、その権利を行使するときに、大人とは異なる制約を受けることがあります。このような制約は、こどもの健やかな成長を支え、こどもの可能性を最大限に引き出すことを目的にしている場合以外は認められていません。

そして、こどもは、いまだ成長の過程にあるからこそ、特に大切にされるべき権利があります。それは、安心して生きる権利、自分らしく成長する権利、自分を守り、守られる権利、意見を述べる権利です。このような権利がしっかりと守られている社会は、こどもが穏やかに生活できるだけでなく、この社会に生きる私たち全員の生活をより心豊かなものにする礎となります。

私たちは、こどもが大人と同じように権利を有する主体であること、こどもにとって特に大切にされるべき権利があることを理解し、こどもの最善の利益が考慮される社会の実現を図ることで、全てのこども、そして、全ての大人が幸福で充実した人生を歩むことを願い、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、こどもが権利の主体であること及び心身の発達の過程にあるこどもにとって特に大切な権利(以下「こどもの権利」という。)の内容を明らかにし、こども、保護者、市、育ち学ぶ施設及び大人の役割並びにこども施策等の基本となる事項を定めることにより、こどもの権利に対する社会の理解の促進及びこども施策の推進を図り、もって全てのこどもが、権利を保障され、健やかに成長できる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 こどもの親、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親その他こどもの親に代わりこどもを養育する者をいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他のこどもが育ち、学び又は活動するために利用する施設をいう。
- (4) 大人 こども以外の個人をいう。
- (5) こども施策 こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定するこども施策のうち、こどもを対象に行うものをいう。

第2章 権利の主体

第3条 こどもは、生まれながらにして権利の主体であり、独立した人間として尊重される。

第3章 こどもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 こどもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障される。

- (1) 生命が脅かされないこと。
- (2) 愛情を受けながら育てられること。
- (3) あらゆる差別を受けないこと。
- (4) 安全な環境で安心した生活を送ること。

(5) 虐待、体罰、いじめその他の心身に対する暴力及び不当な取扱いを受けないこと。

(自分らしく成長する権利)

第5条 子どもは、自分らしく成長するために、次に掲げることが保障される。

- (1) 個性が大切にされ、及び自分の考えを持つこと。
- (2) 個性を生かした活動をし、及びこれに応じた将来の進路を考えること。
- (3) 学びの機会が確保され、及び自分の有する能力を伸ばすために必要な支援を受けること。
- (4) プライバシーが守られ、及び名誉を傷つけられないこと。
- (5) 自分を大切にしながら遊びを楽しむこと。

(自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、守られるために、次に掲げることが保障される。

- (1) 困っていることを相談し、及び助けを求めること。
- (2) 健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること。
- (3) 健康が保持され、適切な医療を受けること。
- (4) 心身に必要な休息をとること。
- (5) 健やかな成長が妨げられるとき、その状況から逃れること。

(意見を述べる権利)

第7条 子どもは、自分の意見を述べるために、次に掲げることが保障される。

- (1) 自分の意見を述べる機会が与えられること。
- (2) 自分の表明した意見が、成長及び発達の程度、個性等を踏まえて適切に取り扱われること。
- (3) 自分の意見を表明しようとするときは、必要な情報を得られること。
- (4) 自由に仲間と集まり、及び活動すること。

第4章 役割

(こどもの役割)

第8条 子どもは、自分にこどもの権利が認められることを理解し、及びこどもの権利を有する自分を大切にするものとする。

2 子どもは、自分以外の子ども及び大人にも権利が認められることを理解し、及びこれらの者を一人の人間として尊重するものとする。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、こどもにこどもの権利が認められること及びこどもを一人の人間として尊重する必要があることを理解するものとする。

- 2 保護者は、こどもにこどもの権利が認められること並びに自分以外のこども及び大人にも権利が認められること並びにこれらの者を一人の人間として尊重することが大切であることについて、養育するこどもが理解できるよう支援に努めるものとする。
- 3 保護者は、養育するこどもの健やかな成長に対し、第一義的な責任を有する。
- 4 保護者は、こどもの健やかな成長の基盤となる家庭の環境を整えるとともに、こどもの年齢及び発達の程度に応じた養育に努めるものとする。
- 5 保護者は、市及び育ち学ぶ施設と継続して連携を図りながら、こどもの養育に努めるものとする。

(市の役割)

第10条 市は、こどもが権利を保障され、健やかに成長できる社会を実現するために、こども、保護者、育ち学ぶ施設及び大人と連携を図りながら、こども施策を総合的に実施するものとする。

(育ち学ぶ施設の役割)

第11条 育ち学ぶ施設は、こどもにこどもの権利が認められることを理解するとともに、教育及び保育にあたる時は、こどもを一人の人間として尊重して行うものとする。

- 2 育ち学ぶ施設は、こどもの年齢及び発達を考慮しながら、こどもの権利が認められることについて、こどもが学ぶことができる機会の確保に努めるものとする。
- 3 育ち学ぶ施設は、その事業に従事する者に対し、こどもの権利に関する研修の機会の確保に努めるものとする。
- 4 育ち学ぶ施設は、こども、保護者及び市と連携を図りながら、こどもの健やかな成長に資するための取組を実施するものとする。

(大人の役割)

第12条 大人は、こどもにこどもの権利が認められることを理解するとともに、市との連携を図りながら、こどもが権利を保障され、健やかに成長できる社会の実

現に努めるものとする。

第5章 施策の推進

(こども計画)

第13条 市は、こどもの権利に関する社会の理解の促進を図るための施策その他のこども施策を推進するために、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画を策定し、定期的に見直しを行うものとする。

(こどもの意見表明権の保障のための施策)

第14条 市は、第7条に規定するこどもの意見を述べる権利を保障するために、必要な施策を推進するものとする。

第6章 こども政策審議会

(こども政策審議会の設置及び担当事務)

第15条 次に掲げる事項について調査審議するため、那覇市こども政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) この条例を改正し、又は廃止する条例に関し諮問を受けた事項
 - (2) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画に関し諮問を受けた事項
 - (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務に関し諮問を受けた事項
 - (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定により諮問を受けた事項
 - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の2第3項において準用する同令第174条の26第3項本文、第4項(知的障害者の福祉に関する事項については、就学前の者の福祉に関する事項に限る。)及び第5項前段に規定する事項
 - (6) その他本市のこども施策に関する必要な事項について諮問を受けた事項
- (審議会の組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に所属する者のうち、当該団体が推薦するもの

(3) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(30歳未満の者の登用)

第17条 市長は、審議会の委員及び臨時委員に30歳未満の者を積極的に委嘱するよう努めるものとする。

(審議会委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特別の事項の調査審議が終了するまでの間とする。

(審議会に関する事項の委任)

第19条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(那覇市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部	

分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市小児慢性特定疾病審査会	[略]
	那覇市こども政策審議会	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉その他こども関連の施策に関すること。
	那覇市いじめ問題調査委員会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市小児慢性特定疾病審査会	[略]
	那覇市いじめ問題調査委員会	[略]
	[略]	
[略]		

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に那覇市附属機関の設置に関する条例別表に規定する那覇市子ども政策審議会の委員である者は、この条例の施行の日において第16条第2項の規定により那覇市子ども政策審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、令和8年10月20日までとする。